

◇週休日の振替についての疑問にお答えします◇



Q どのような場合に週休日の振替ができるのですか？
役員業務でも振替できるのですか？

A 「特勤条例」で規定する「対外運動競技等」に該当する大会等に生徒を引率する場合と役員として参加する場合です。役員業務の場合でも振替はできます。

このことについては、平成 24 年 3 月 28 日付けの県教委通知 23 教高第 644 号で、「『対外運動競技等』に該当する大会等に参加する児童生徒を引率する場合、又は同太会等に役員として参加する場合」と明記されています。

Q 「特勤条例」で規定する「対外運動競技等」というのは、どんな大会ですか？

A 1 体育部の場合、高体連や高野連が主催又は共催する大会です。

具体的には、平成 24 年 3 月 28 日付けの県教委通知 23 教職第 185 号に一覧表がありますが、県新人戦、県下選手権大会(選抜・春季選手権を含む)の県大会(年2回以内)、高体連・高野連の各地区支部主催の地区大会(年1回)などです。

また、高体連・高野連の主催・共催以外でも、定時制通信制体育大会や県特別支援学校体育大会、九州地区盲学校競技連盟・九州地区ろう学校体育文化連盟等が主催する競技会も対象になっています。

A 2 文化部の場合、高文連や高文連の専門部、専門学科クラブ連盟等が主催又は共催する大会です。

これも上記の通知に部門ごとの一覧表がありますが、県総文祭、高文連部門大会、高文連が主催する地区大会(年1回)、高文連専門部が主催又は共催する県大会・地区大会(年1回)などです。ここでいう「大会等」には、講習会・交流会・研修会・講座・役員会・フェスティバル等、様々な名称の催しが含まれます。県教委は、どの「大会等」が該当するかについては、要項に記述してある主催団体等で確認するとしています。

り、その専門部大会となる「生徒会サミット」や県北・県央・県南の「サミット」も対象となることを確認しています。

また、高文連以外でも、農業・工業・家庭などの専門学科クラブ連盟や県商業教育研究会などが主催する大会も含まれますから、農業クラブ研修大会やロボットコンクール、家庭クラブ役員会、ワープロ競技大会、簿記コンクール等も対象になっています。

高文連の専門部としては、いわゆる文化部ではありませんが、「生徒会交流部」もあ

さらに、県教委や文科省(文化庁)主催の大会も入ります。

Q 振替と特勤手当の関係はどうなりますか？
「半日振替・半日手当」というのはどういうことですか？

A 1 役員業務の場合は特勤手当は支給されません。

A 2 泊をともなう引率の場合には、振替をしても生徒引率の特勤手当(日額4250円)が支給されます。

A 3 泊をともなわない引率の場合については、県教委は2パターンに分けて説明しています。

県教委は、平成 24 年 5 月の教頭会等で、右のような図を示して、次のように説明しています。(図中の手当の額は当時のもの)

パターン1として、1日単位の振替が原則とし、振替が困難な場合は日額 4250 円の特勤手当(引率手当)で措置する。パターン2として、1日の引率業務のうちの半日(3時間45分)を(振り替える対象の)平日の勤務時間から割り振り変更して4時間勤務の日とし、引率の残り半日(4時間)分については、部活動指導手当(日額 3000 円)で措置する。このパターン2が「半日振替・半日手当」ということです。

結局、①丸1日を振替える、②振替えずに日額4250円の手当をもらう、③半日分を振替えて日額3000円の手当をもらう、の3通りの選択があります。①～③のどれを選択するかは、引率する本人が、生徒引率の場合の校内文書を提出する際に選ぶことになります。

振替ができる期間は、引率日の前4週・後16週の間です。県教委は、振替しやすいような環境づくりを指導するとしています。できるだけ振替をして休日を確保しましょう。

